

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年4月15日（平成28年（行個）諮問第64号）

答申日：平成28年6月9日（平成28年度（行個）答申第32号）

事件名：本人による保有個人情報開示請求事案に係る保有個人情報の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「次の文書1ないし文書3の決定に基づき開示を受けた本人に係る保有個人情報」（以下「本件請求保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、文書1の不開示決定を受けた本人に係る保有個人情報の利用停止請求につき利用不停止としたことは妥当であり、また、文書2及び文書3の決定に基づき開示を受けた別紙に掲げる文書4ないし文書19（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき利用不停止としたことは妥当である。

文書1 特定の保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

文書2 特定の保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

文書3 特定の保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく本件請求保有個人情報の利用停止請求に対し、平成28年3月11日付け20160307統第2号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

異議申立人が提出した利用停止請求書に記載したとおり、経済産業省の鉱工業動態統計室長が目的外利用を行ったことは、室長自らが「対処の依頼」をしたことは認めていることから、ほぼ明らかであることに加え、同室の担当者も、特定日付けの異議申立人へのメールにおいて「法定以外の第三者（職員）にも一応確認をとったりしていたため」と、開示請求とは直接関係のない職員に対して何らかの照会をしていたことを記載しているなど、鉱工業動態統計室の個人情報の管理体制・姿勢には多大な問題があることはほぼ間違いない事実であると考えられることか

ら、何ら利用停止も行わないことは行政機関の対応としては極めて不適当である。

よって、経済産業省として改めて利用停止について検討いただくべく異議申立てを行う。

(2) 意見書

法38条には「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と記されている。

諮問庁の調査統計グループの「関係者」が審査会に提出した理由説明書には、「諮問庁において改めて事実関係を確認したが、利用停止請求のあった本件対象保有個人情報は、当該事務に関係する部門、職員以外に提供された事実は認められず、保有個人情報の目的外提供には当たらない。」と主張しているが、法38条の趣旨に鑑みれば、事実は認められなかった、あるいは、断定するまでには至らなかったかどうか利用停止の要件ではなく、異議申立人の示した利用停止請求の理由が個人情報の適正な取扱いを求めるに足るかどうか。平成27年4月の特定個人の既になされてしまった行為を直接とがめるためではなく、疑われても仕方ない事実が散見されたという異議申立人の示した論拠や証拠を前提として、そのような疑われるような事態が起きないように、この先のために利用停止を行うべきかどうかという観点で利用停止か不利用停止かが判断されるべきだと思う。

異議申立人は諮問庁の特定課に呼び出しを受け、鉱工業動態統計室の特定個人配下のスタッフの疲弊や退職を、個人としての開示請求を行っている異議申立人の責任であるかのように、公私を混同し、しかも相当に婉曲された内容で、特定個人が特定課に対し「対処の依頼」をしたことにより、異議申立人は私事であるにもかかわらず弁明を結果として強いられた。開示請求者の立場であるので弁明の必要は本来はなかったわけであるが、異議申立人の人格そのものを疑われかねない歪曲されている部分について特定課の誤解を解いておく必要はあると感じたためである。

そしてこの単なる目的外利用ではなく、歪曲された内容により、特定課に対する特定個人の「対処の依頼」と称するいわば歪曲された異議申立人が開示請求を告げ口されたということに憤りを感じたため、特定室に対して通報を行った。同時に、特定個人と異議申立人との電話での会話の中で特定個人が「対処の依頼をした」ことは認めた旨の発言の録音記録も特定室に提出している。また、早期の收拾を期待し、通報内容に

係る調査統計グループへの情報の共有すら認めている。

すなわち、これらの事実は調査統計グループの特定個人を中心とする「関係者」も平成27年4月から承知しているはずの事実である。

このようにあえて情報をオープンにしてまで行った通報や特定課への弁明という事実・実態・経緯がありながら、異議申立人の利用停止請求には請求の理由が全くないと、調査統計グループではなく、諮問庁全体として言い切れるのか。

鉱工業動態統計室長への質問状のような、とても「個人情報の適正な取扱い」が行われているとは思えないような不適切な対応が、鉱工業動態統計室においては平然と行われているのが現状である。

残念ながら、そのような室長が異議申立人の一連の開示請求に係る個人情報の管理責任者の立場にある中で、「諮問庁において改めて事実関係を確認した」と主張されても、どのような確認をされたのか、異議申立人の示した事実・実態・経緯との関係についても何ら触れずに、諮問庁として主張の根拠も何ら示さずに言い切られただけでは到底納得はすることはできない。

繰り返しになるが、既に行われてしまった特定個人の「対処の依頼」の事実関係の調査は、異議申立人は通報により諮問庁の特定室に現在も委ねているので、そのことを追及しているのではない。

この先、目的外利用や漏えいと疑われても仕方がないような事態が諮問庁内において再発しないよう、将来のために、個人情報の適正な取扱いを確保するために、必要な限度で、提供の停止の措置を、諮問庁全体として対応いただくことを期待する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

異議申立人が行った文書1ないし文書3についての保有個人情報の利用停止請求に対し、処分庁は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定を行った。

これに対して、異議申立人は、処分庁の保有個人情報の利用停止をしない理由が不明確であり、不適切として異議申立てを行い、これを受け、諮問庁は、諮問を行ったところ、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）から平成27年度（行個）答申第83号により、上記決定について、不備があることから、当該処分を取り消すべきであるとの答申があり、これを受け、平成28年3月11日付け20160307統第2号により、原処分を行った。

2 本件対象保有個人情報

本件利用停止請求において特定される本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる文書4ないし文書19の16文書である。なお、文書1についての

対象文書はない。

3 原処分及びその理由

処分庁は、本件利用停止請求を受け、利用停止請求のあった保有個人情報、法に基づく保有個人情報の開示請求に係る事務に利用することをその利用目的としているところであり、当該保有個人情報については、当該事務に係る部門、職員以外に提供された事実は認められず、保有個人情報の目的外提供には当たらないことから、法36条1項2号における法8条1項及び2項の規定に違反して提供されているときに該当しないため、利用停止（提供の停止）をしないこととし、また、文書1については開示した保有個人情報がないことから利用停止請求をすることができないため、利用停止（提供の停止）をしないこととする旨の原処分を行った。

4 異議申立人の主張についての検討

本件異議申立てにおいて、異議申立人は、保有個人情報が目的外利用されているのではないかとし、処分庁の保有個人情報の管理体制に問題がある旨の主張をして、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の利用停止を求めている。

本件異議申立てを受けて、諮問庁において改めて事実関係を確認したが、利用停止請求のあった本件対象保有個人情報は、当該事務に係る部門、職員以外に提供された事実は認められず、保有個人情報の目的外提供には当たらない。

したがって、処分庁の原処分は妥当である。

5 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年4月15日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月23日 | 審議 |
| ④ 同月24日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年6月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、「文書1ないし文書3の決定に基づき開示を受けた本人に係る保有個人情報」（本件請求保有個人情報）の利用停止を求めるものである。

諮問庁は、本件利用停止請求のうち、文書1については、開示した保有

個人情報がないことから利用停止請求をすることができないため、利用停止しないこととし、文書2及び文書3については、法36条1項2号に該当しないとして利用不停止とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否等について検討する。

2 文書1に対する利用停止請求について

- (1) 本件利用停止請求書の補正の求めについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書1については、不開示（不存在）の決定であることから、平成27年度（行個）答申第83号を受け、平成28年1月25日付けで、同年2月5日を期限として、文書1を利用停止請求書から削除する補正を依頼したが、異議申立人が補正に応じなかったため、利用停止しないこととする原処分を行ったとのことであった。
- (2) 原処分は、上記（1）のような求補正の手続を経て行われたものであり、その手続は、法37条3項の規定の趣旨に照らしても、特段不適切とは認められず、文書1については開示した保有個人情報がなく、利用停止する保有個人情報が存在しないという形式上の不備があると認められるところ、上記（1）のとおり、処分庁による求補正によっても、当該形式上の不備は補正されなかったと認められることから、文書1に対する利用停止請求につき利用停止しないこととした原処分は、妥当である。

3 文書2及び文書3に対する利用停止請求について

(1) 利用停止の要否について

法36条1項2号は、法8条1項及び2項の規定に違反して自己を本人とする保有個人情報が提供されているときには、当該保有個人情報の提供の停止を請求することができる旨を規定している。

本件利用停止請求について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 文書2の決定については、違法なものであることから取り消すべきであるとの平成27年度（行個）答申第79号を受け、特定の異議申立てに対する決定により取り消し、「特定の保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」により12文書に記載された本人に係る保有個人情報を特定し、その一部を不開示とする旨の決定を行っており、文書3の決定については、違法なものであることから取り消すべきであるとの平成27年度（行個）答申第78号を受け、特定の異議申立てに対する決定により取り消し、「特定の保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」により4文書に記載された本人に係る保有個人情報を特定し、その一部を不開示とする旨の決定を行っていることから、文書2及び文書3の決定に基づき開示を受けた保有個人情報の利用停止請求については、本件利用停止請求で対象となる保有個人情

報が開示された開示決定等（文書 2 及び文書 3 の決定）が取り消された後になされた開示決定等に基づき開示された本人に係る保有個人情報利用の停止請求と解し原処分を行った。

イ 文書 4 ないし文書 15 は、異議申立人からの開示請求を受け、文書 2 の決定により、経済産業省が特定の諮問事件の審査のために審査会に提出した全ての文書（理由説明書を含む。）及び当該文書の作成、取得等の意思決定等のために作成、利用及び共有した文書のうち、開示請求時点で保有していた文書を異議申立人が請求する本人に係る保有個人情報が記載されている文書として特定し、その一部を開示するとしたものであり、文書 4 は諮問の決裁書、文書 5 ないし文書 8 は諮問書作成のための諮問庁内における協議・検討内容、文書 9 及び文書 13 は審査会とのやり取り、文書 10 ないし文書 12 は審査会への対応についての諮問庁内における協議・検討内容、文書 14 は諮問庁から審査会への連絡につき、諮問庁内で共有したもの、文書 15 は審査会から送付された意見書の写しであり、特定の諮問事件の審査の目的以外に使用しておらず、法 8 条 1 項及び 2 項の規定に違反して提供していない。

ウ 文書 16 ないし文書 19 は、異議申立人からの開示請求を受け、文書 3 の決定により、経済産業省が特定の開示請求の保有個人情報開示決定等の期限の延長の通知について意思決定等のために作成及び保有した文書のうち、開示請求時点で保有していた文書を異議申立人が請求する本人に係る保有個人情報が記載されている文書として特定し、その一部を開示するとしたものであり、文書 16 は特定の開示請求の保有個人情報開示決定等の期限の延長の通知の決裁書、文書 17 ないし文書 19 は審査会とのやり取りであり、特定の開示請求の保有個人情報開示決定等の期限の延長の通知について意思決定以外の目的のために使用しておらず、法 8 条 1 項及び 2 項の規定に違反して提供していない。

(2) 文書 2 及び文書 3 の決定に基づき開示を受けた本人に係る保有個人情報利用の停止請求については、同決定が既に取り消されたのは処分庁の同決定に瑕疵（かし）があったためであり、また、利用停止を求める保有個人情報はその後になされた開示決定で特定されたものであることは明らかであるとの経緯に鑑みれば、文書 2 及び文書 3 の決定に基づき開示を受けた保有個人情報についての利用停止請求について、法 37 条 1 項 2 号が規定する「当該保有個人情報を特定するに足りる事項」の記載があるものと解し、これらの決定が取り消された後になされた開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報についての利用停止請求であるとして行った原処分は違法とはいえない。

諮問庁から本件文書の提示を受けて確認したところ、本件対象保有個人情報の内容は諮問庁の上記説明のとおりであり、本件対象保有個人情報について法8条1項及び2項の規定に違反して利用目的以外の目的のために提供していないとする諮問庁の上記説明は首肯できるものであり、それを覆すべき事情も認められないことから、処分庁が、本件対象保有個人情報について、同条1項及び2項の規定に違反して提供しているとは認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、文書1の不開示決定を受けた本人に係る保有個人情報の利用停止請求につき、処分庁が相当の期間を定めて補正を求めたところ、異議申立人である開示請求者からその補正がなされなかったことにより、形式上の不備があると認められるので、利用不停止としたことは妥当であり、また、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に当たらないので、利用不停止としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書 4 審査会への諮問について
- 文書 5 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 6 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 7 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 8 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 9 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 10 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 11 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 12 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 13 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 14 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 15 意見書の写しの送付について
- 文書 16 保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）
- 文書 17 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 18 電子メール（特定の件名，特定の日時）
- 文書 19 電子メール（特定の件名，特定の日時）